

作成日：2012年1月5日

ブルネイ・ダルサラーム国

特許庁の所在地：

特許の場合

Ministry of Law, Permanent Secretary, Patent Office
The Law Building,
Bandar Seri Begawan 1160

Tel: 673 2 244 872

Fax: 673 2 241 428

Website: <http://www.age.gov.bn>

商標の場合

Ministry of Law, Attorney General's Chambers, Registrar of Trade Marks
The Law Building,
Bandar Seri Begawan 1160

Tel: 673 2 244 872

Fax: 673 2 223 100

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度について >

< 商標制度 >

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) 世界知的所有権機関設立条約 (WIPO)
- (2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

2. 現地代理人の必要性有無

ブルネイ国に住所を有していない出願人は、ブルネイ国に登録された弁護士又は弁理士を選任しなければなりません。

ブルネイ・ダルサラーム国は1984年1月にイギリスより独立した南シナ海、セレベス海とジャワ海に囲まれた位置に横たわっているボルネオ島のマレーシア領内側にポツリと位置を占め、領土の北方が南シナ海に面している6,000平方キロメートルの国土に人口29万人が住む小国であります。一人当たりのGNPは14,240米ドルとかなりの高さを誇っています。首都はバンダル スリブガワンであり、使用言語はマレー語と英語であります。

3. 現地の代理人団体の有無

不明です。

4. 出願言語

マレー語又は英語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

<http://www.age.gov.bn>によりアクセスすることができます。

特許制度

1. 現行法令について

1925年の発明制定法に基づく、1956年の改正法が適用されています。なお、緊急特許勅令(Emergency (Patents) Order)が1999年8月31日に発行されましたが、まだ実施されておりません。ブルネイは、独自の特許制度を持っておりません。英国特許又は欧州特許(英国指定)、シンガポール特許又はマレーシア特許に基づいて、特許の付与(いわゆる、確認特許(Confirmation Patent))を求めることができます。また、実用新案の保護制度も設けられていません。但し、意匠に関しましては、英国の意匠制度が適用されており英国で登録された意匠の効力が自動的にブルネイ国に及びます。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書(Request)

特別様式の願書を使用します。願書は、現地代理人が作成し提出します。

(2) 基本特許の認証された謄本(Certified Copy of the UK・EPC(UK) Patent) 英国特許庁により発行され、認証された特許謄本の提出が必要です。これら認証された謄本には、明細書、クレーム及び図面(該当する場合)を含んだものが必要となります。

(3) 委任状(Power of Attorney)

3通提出が必要です。出願人が署名します。認証は不要です。

(4) 譲渡証(Assignment)

発明者から出願人に対する譲渡証の提出は不要です。

なお、基本特許の認証された謄本及び委任状は、出願と同時に提出する必要があります。

3. 料金表(単位:英国ポンド(GBP))

(1) 出願料金 910

この料金には、代理人手数料も含まれます。

(2) 年金

年金納付の必要はありません。

4. 料金減免制度について

採用されておりません。

5. 実体審査の有無

英国特許等が自動的に登録されますので、実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。登録後、公報に公表されます。

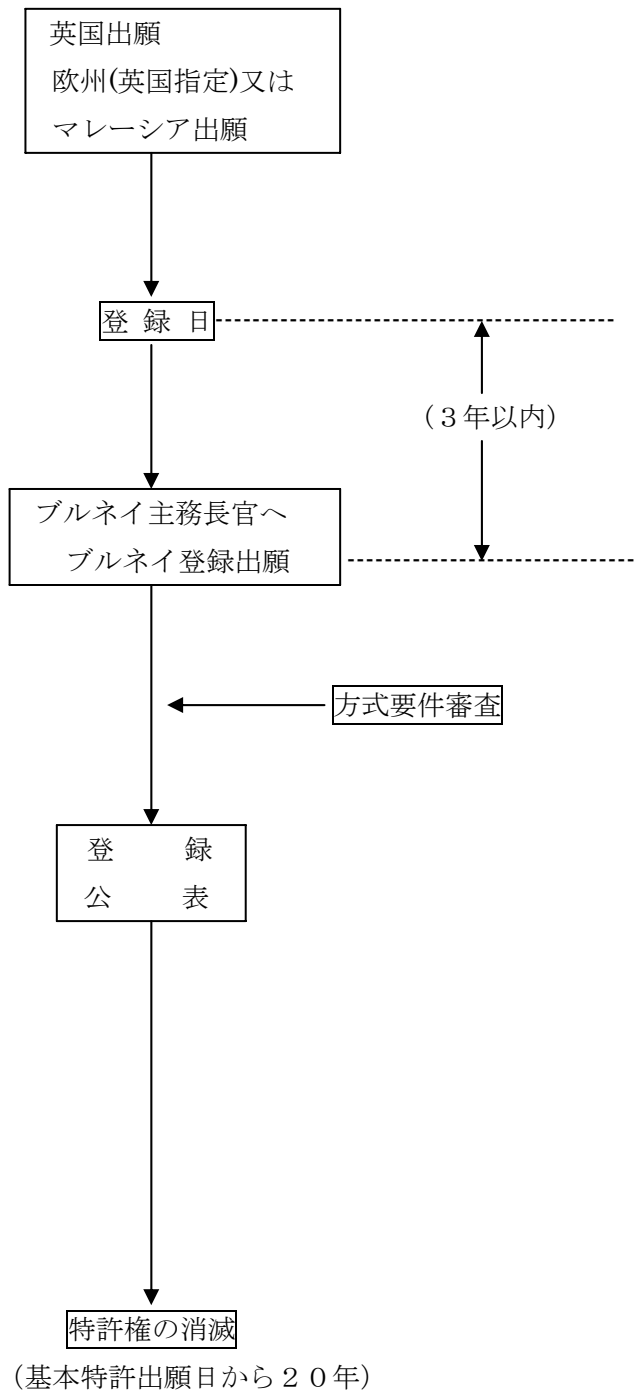
7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 英国、欧州（英国指定）又はマレーシア出願が特許になった日から3年以内に登録証明書及び出願料金、願書を主務長官に提出します。上記の要件が満たされていると判断された場合、主務長官は本法に規定された様式の登録証明書を出願人に発行し登録され、公表されます。
- (2) 登録後に基本となる英国特許等が放棄され、補正された場合には自動的にブルネイ登録に効果が生じます。従いまして、英国特許等が放棄された場合には、同時にブルネイ登録も消滅します。
- (3) 上述しましたように、ブルネイの登録は基本となる登録と付随性を有します。但し、利害関係を有する者は、裁判所に基本となる特許の無効理由に基づき、独立してブルネイ登録の取り消しを請求することができます。なお、登録異議申立て制度は採用されておりません。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

特許権の存続期間は、基本特許の出願日から20年です。ブルネイ出願の登録日に発生します。年金納付の必要はありません。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT に加盟しておりません。

11. 留意事項

- (1) 上述しましたように、ブルネイ国で特許の保護を求めるためには、直接出願ではなく、所定の国における特許に基づき手続を採らなければなりません。この手続をする期間も所定の国に特許日から3年以内にしなければなりませんので、その期間に留意する必要があります。
- (2) ブルネイ国で特許の保護を求める旨の決定がされた場合、一般的にブルネイ国においては当該国に現地代理人を有していないと思われまます。従いまして、このような場合には所定の国（英国、シンガポール又はマレーシア）の出願の現地代理人に一任するのが、安全策かと思われまます。
- (3) ブルネイ国における登録は、上記所定の国の特許と従属関係にあります。従いまして、当該所定の国の登録が消滅（無効、取り消し又は年金不納の場合）した場合には、同時にブルネイ国の登録も消滅しますので、留意する必要があります。
- (4) 上記所定国の特許との付随性から、ブルネイ国の登録の存続期間は所定国の存続期間と同様で、またブルネイ国の登録を維持するために独自の年金納付は必要ありませんので、留意して下さい。

意匠制度について

ブルネイ・ダルサラーム国には、意匠制度がありません。意匠は英国の意匠法が自動的に適用され、英国で登録された意匠の効力は自動的にブルネイにもその効力が及びます。

商標制度

1. 現行法令について

現在、2000年6月1日に施行された商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）
- (2) 商標見本
- (3) 商品又はサービス、及びその区分
- (4) 商標を使用する意思の陳述
- (5) 立体商標の場合
その旨の陳述
- (6) 色彩を含む場合
色彩の主張
- (7) 優先権を主張する場合
基礎出願の出願国、出願日、出願番号
- (8) 優先権証明書
出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (9) 委任状

3. 料金表（単位：英国ポンド（GBP））

- (1) 商標出願
 - ①通常出願
 - * 1 区分 1 5 0
 - * 追加の 1 区分 1 5 0
 - ②団体商標
 - * 1 区分 1 5 0
 - * 追加の 1 区分 1 5 0
- (2) 補正 4 0
- (3) 公告料 1 2 5
- (4) 異議申立て
 - ①通常出願 2 5 0
 - ②団体商標 3 2 5
- (5) 更新 2 0 0
- (6) 譲渡 5 0
- (7) ライセンス 5 0

4. 料金減免制度について

商標出願については料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願は方式審査を経て以下の不登録事由の有無についての実体審査が行われます。出願に不登録事由がある場合には、出願人に拒絶理由が通知され、意見書・補正書を提出する機会が与えられます。最終的に出願が拒絶された場合の不服申し立てについては明確な規定がないようです。

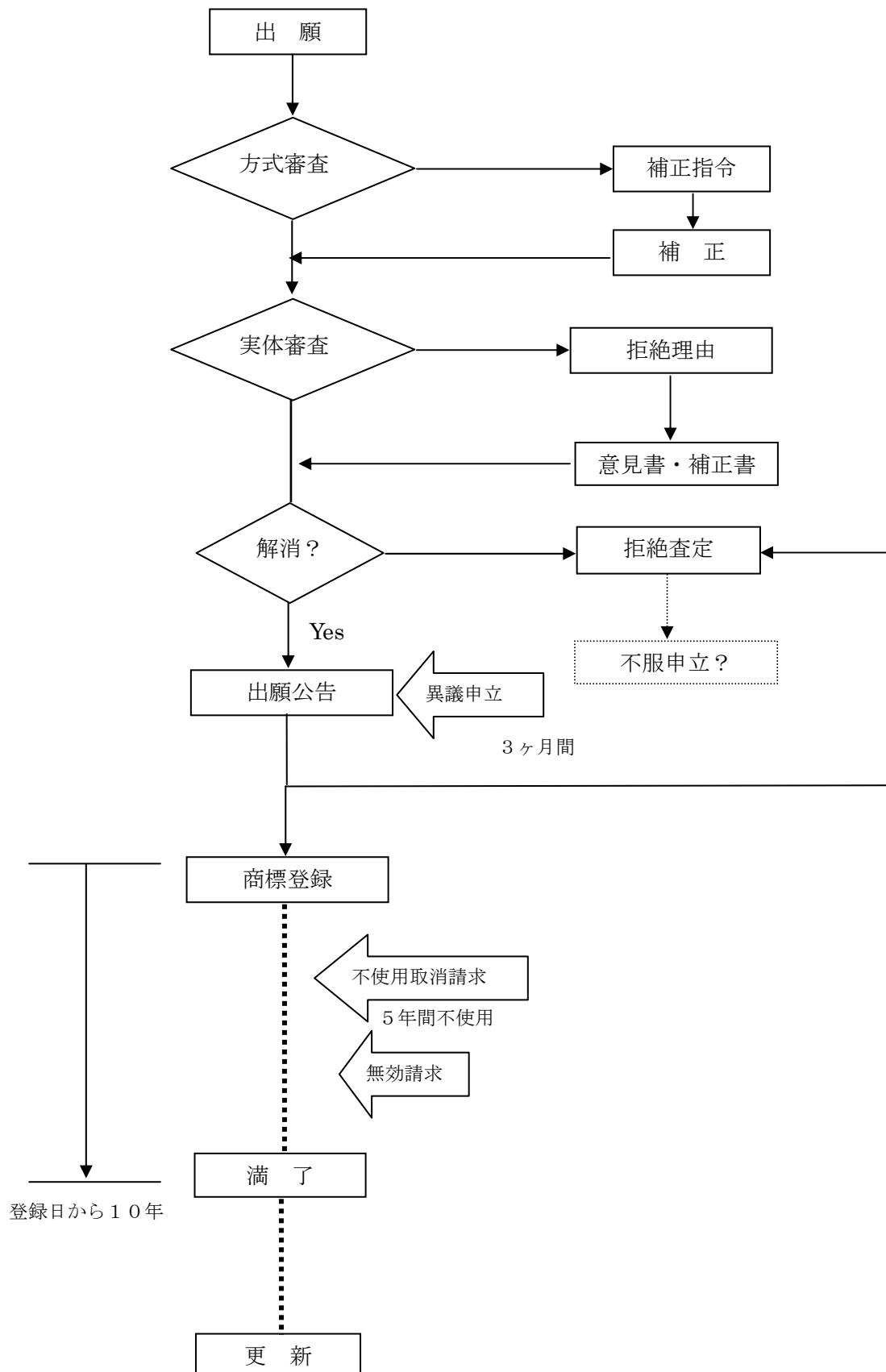
出願が不登録事由に該当しない場合には、出願公告がなされます。第三者は、公告の日から3ヶ月間、異議申立てを行うことができます。異議申立てが認められなかった場合には、商標出願は登録され、出願人には登録証が発行されます。

【絶対的拒絶理由】

- ① 商標の定義に該当しなし標識
- ② 識別性のない標識
- ③ 商品の品質、種類、原産地、生産時期等からなる標識
- ④ 取引において慣用されている標識
- ⑤ 商品自体の形状に由来する形状、又は技術的効果を得るために必要な商品形状
- ⑥ 公序良俗に反する商標
- ⑦ 一般公衆を欺瞞するおそれのある商標
- ⑧ ブルネイ・ダルサラーム国の法律により使用が禁止されている標識
- ⑨ 悪意によりなされた出願

【相対的拒絶理由】

- ① 他人の先行商標と同一又は類似の商標であって、先行商標の所有者の承諾がない場合
- ② ブルネイ・ダルサラーム国において名声を得ている商標の名声に不利益を与えるおそれがある場合



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は登録日から10年です。存続期間は10年間毎に更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヵ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、ある企業の商品又はサービスを他社のそれと区別して写實的に表現でき、視認可能な標識と定義されています。特に、個人の名称、言葉、図案、文字、数字、商品又はその包装の形状は商標として保護の対象となります。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が指定された商品又はサービスについて、正当な理由なく5年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがあります。

(2) 無効請求

何人も、登録商標が不登録事由に該当することを理由として商標登録の無効を請求することができます。但し、先行商標との同一又は類似を理由とする無効請求は、先行商標権者のみが請求することができ、当該先行商標権者が、後に登録された商標の使用を継続して5年間黙認していた場合には、登録の無効を請求することはできません。

(3) 団体商標制度

団体商標とは、登録商標の権利者と団体の構成員の商品又はサービスを他の事業者のそれと区別する標識をいいます。団体商標の出願時には、団体の管理規約、構成員の資格、商標の使用条件等を提出しなければなりません。

(4) 譲渡

商標権は、事業とともに、あるいは事業とは別個に移転することができます。譲渡は登録すべきものとされています。

(5) ライセンス

登録商標に基づき、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。ライセンスも登録すべきものとされています。

(6) 証明商標制度

証明商標とは、当該商標が使用される商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造形態もしくは提供形態、品質、精度又はその他の特徴が商標権者によって証明されていることを表示する商標をいいます。